

小野町障害認定審査会委員 4名の委員を委嘱

障害認定審査会は、障害を持つ方がホームヘルプサービスや、施設で短期入所などの介護給付サービスを受ける場合に必要となる障害程度区分(※)を、主治医からの意見書や106項目の認定調査結果などから心身の状況などの程度なのか審査・判定する機関です。

平成18年9月から始まった小野町障害認定審査会の委員は、今年の3月末に任期満了となりましたが、4名の委員の皆様のご理解・ご協力の下、再任として委嘱することになりました。

4名の委員の皆様には、任期である2年間、小野町の障害福祉の向上のためご活躍いただきます。

※障害程度区分
区分1〜6の6段階に分けられ、利用できるサービスの種類などの判断材料となります。

委嘱された委員は次のとおりです。(敬称略)

- 審査会会長
野内 純一(社会福祉法人福音会障害福祉サービス事業力ノソ所長)
- 会長職務代理
二瓶 美代子(公立小野町地方総合病院看護部長)
- 委員
高橋 志雄(医療法人安積保養園あさかホスピタル副院長)
- 委員
中山 博晶(医療法人島貫整形外科理事)



審査会のようす

10月は 労働保険適用促進月間 『雇ったら、入る。』

労働保険(労災保険・雇用保険)は、労働者が労働災害や失業したときに必要な保険給付を行ない、労働者の生活の安定・社会復帰や再就職の促進・雇用機会の増大等を図ることを目的として、政府が管理・運営している強制的な保険制度です。

事業主のみならず、加入手続きはお済みですか
加入手続きを怠っていた期間中に、労働災害が生じ保険給付を行なった場合、遡及して労働保険料を徴収するほか保険給付に要した費用の全額又は一部を徴収することとなっています。

労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります
手続きがお済みでない事業主の方は、最寄りの労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)又は労働保険事務組合(労働保険の事務を代行する団体で、商工会、事業協同組合等があります)におたずねください。

◆問い合わせ
福島労働局
☎024-536-4600

国民年金コーナー

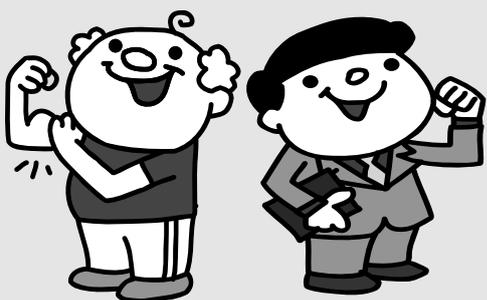
付加保険料を納付しませんか

付加年金とは
平成19年度の老齢基礎年金の年金額は79万2100円(満額40年間保険料納付)ですが、老後により高い老齢基礎年金を受けたいと考えている方のために、毎月の保険料のほかに付加保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に上乗せして支給される付加年金があります。

付加保険料の額は一月月400円です。付加保険料を納付することができる対象者の方は、第一号被保険者または任意加入被保険者の方です。

保険料の免除または保険料の納付猶予を受けている方や国民年金基金の加入員の方は、付加保険料を納めることはできません。また、農業者年金の加入者は、必ず付加保険料を納付しなければなりません。

◆問い合わせ
郡山社会保険事務所
☎024-932-3480
町民生活課
☎72-6933



付加年金額は
付加年金額の計算は、次のとおりです。
年金額1200円×付加保険料納付月数(65歳から老齢